

## 教職員の懲戒処分等について

令和2年8月7日付けで、次のとおり、懲戒処分等を行うことに決定しました。

被処分者	処分内容	処分理由
県立学校 教諭 (32歳)	懲戒 免職	令和2年7月24日(金)午前10時30分頃、勤務校において、女性の下着姿及び臀部を撮影する目的で、女子トイレの個室にスマートフォンを録画状態のまま設置した。 この行為は、教育公務員としての職の信用を著しく損なうものであり、信用失墜行為を禁止した地方公務員法第33条の規定に違反する。

上記の県立学校の校長に対しては、「訓告」の行政措置を行うこととしました。

## 【担当】

教職員課 県立学校人事係長 中西 正典

(内線) 4922

(直通電話) 082 - 513 - 4922

(e-mail) [kyoushokuin@pref.hiroshima.lg.jp](mailto:kyoushokuin@pref.hiroshima.lg.jp)